

## 1. ③証書等を紛失しましたが、どうすればいいですか？

まずは早急にお取引店へご連絡ください。

ご連絡があり次第、支払停止のお手続きをいたします。

お取引店 店舗のご案内をご確認ください

(平日) 8時45分～17時35分(取扱店)

営業時間外のお問合せ

(平日時間外) 8時45分～17時35分以外

(土曜・休日) 全時間帯

受付先 **信金事故届受付センター**

電話番号 **(1) 0120-33-2105**

**(2) 092-411-8831**

ご連絡のあと、お取引店窓口まで再発行の手続きにご本人がご来店ください。「喪失届兼改印届」をご提出いただきます。

※盗難の場合はお客様より警察に盗難の届出をしてください。

原則として、お客様が警察から交付された「盗難届受理証明書」も併せてご提出いただきます。

※電話でのお届けは緊急の仮受付ですので、ただちにお取引店へご来店いただき正式にお届けください。

お手続きに必要なもの

- ・ ご本人であることを確認できる資料(現在有効な運転免許証、パスポートなど)
- ・ 各口座のお届印

「照会状」のご送付

現在有効な運転免許証、パスポートなどご本人であることを確認できる資料がない場合は、当金庫より紛失等の内容確認の為に「照会状」を発送させていただきます。ご本人様が署名、捺印のうえご返送下さい。

再発行

証書の再発行については、「再交付通帳等受領書」をご提出いただきます(原則として証書の再発行はいたしておりません)。

再発行期間

処理状況により異なりますが、通常1～2週間程度かかります。

※運転免許証等の顔写真付公的資料であれば照会状の発送は不要になります。

## **手数料**

証書の再発行にあたっては、当金庫所定の再発行手数料を申し受けます。

## **発見**

### **1. 証書再発行前**

証書を発見された場合は、お取引店にご来店いただき、「発見届」をご提出いただきます。お届けをいただいたのち、これまでの証書をお使いいただけます。

### **2. 証書再発行後**

発見された証書をお取引店までご持参下さい。ご持参いただきました

証書は、当金庫にて裁断処理致します。

再発行処理をされていない場合は、「発見届」をご提出いただいたのち、これまでの証書をお使いいただけます。

なお、お取引の内容によって、別途書類や届けが必要な場合があります。